

候補地選定の重大な過ち ～白紙撤回を求む～

専門家・加美町・環境省との第2回意見交換会

平成27年11月30日

加美町

問題点1 地質学の知見が欠如

「適切な構造の施設を建設することとしつつも、安全な処分に万全を期するため、地すべり、地震、洪水、津波等の自然災害が生じうる地域をできるだけ避けることが重要であり、これらの地域を候補地から除外することで、最終処分場等の安全性をより確実に確保する」(第4回市町村長会議の資料より)

真の地質学者が必要

・「地質図そのもので点数をつけることが難しい。…専門家の解釈を地図上で表現したものがない。…詳細調査の中で考慮すべき」



「地すべり地形の面積占有率」(大槻教授)

・「護岸や盛土など土木工学的な対応を施せば建設は十分できる場所」(谷教授10月14日塩谷の候補地視察)



「地すべり、地震、洪水、津波等の自然災害が生じうる地域を除外」(第4回市町村会議資料)

真の地質学者が必要

- 「二つ石ダムの場合にはロック材、つまり非常に硬くて強い石材を取るための場所だったと聞いています」(谷教授 10月29日有識者を交えた意見交換会)



- 「原石山の材料は比重、吸水、安定性の各物性値がロック材としての目安を満足していない」(東北農政局「技術誌」)

問題点2 国有地ありきの選定

鎌形部長の発言（27.10.29）

- 「使うのに支障の少ない国有地というところから出発しています」
- 「これは科学の問題ではなく、物事を行政としてどう進めていくかということ」
- 「地質上、災害上の安全の観点からのスタートではない」⇒**水源、地滑り地帯、斜面崩壊地、面積不足を無視**

問題点2 国有地ありきの選定

(1) 県指定の水源⇒風下・川下が原則

(2) 地すべり地形箇所

(3) 「勾配30度以上の傾斜地」

「平坦な土地になっていれば、崩れにくいということなのかなと思っていた」(10.29室石参事官)

⇒候補地は天空の城ではない

問題点2 国有地ありきの選定

(4)スクリーニングをせずに選定

・室石参事官の発言、「東北財務局から更地だ
という情報を得ていたので、勾配に関してはス
クリーニングをすることなくこちらを選ばせてい
ただいた」

・加美町:「危険箇所として、除外すべき地域に
該当するのではないか」(26.5.26)

・環境省:「田代岳の候補地は、地すべり危険
箇所等の除外する地域には該当していない」
(26.6.5・16)⇒26.8.8ようやく認める。しかし・・

問題点2 国有地ありきの選定

(5)ー1 面積不足は明らか

加美町:「なぜ、11月11日の市町村長会議で、平成25年8月31日時点における指定廃棄物量を基に必要面積を示さなかったのか」

環境省:「データの整理にはタイムラグがあり、その時点では出せる状況になかった」(鎌形部長)

問題点2 国有地ありきの選定

(5)－2 面積不足は明らか

26年4月15日

加美町：選定条件の傾斜15度以内のなだらかな土地2.5ha以上の要件を満たしていないのではないですか。

環境省：そうなんです。面積が足りないので、一部切土して広げる計画です。

加美町：条件が合わないのにどうして選定されたのですか。

環境省：財務局からの紹介で選定しました。他の2箇所とは別の選定なのです。

26年4月18日

加美町：15度以下のなだらかな2.5haの面積とあるが、足りないのに選定された理由は何ですか。

環境省：傾斜45度を含めて15度とみなしたもので、面積は削って広げる計画です。

加美町：削って進めるのであれば、どこでも該当するのではないですか。

問題点3 特措法と基本方針

問題点

- (1) 廃棄物の処分について東電を免責した
- (2) 8,000Bq以下の処分を市町村に押し付け
- (3) 8,000Bq超を各県に押し付けた



- (1) 指定廃棄物の処分の問題
- (2) 8,000Bq以下の処分の問題
⇒ 白石市と浪江町の例

問題点3 特措法と基本方針

解決策の提案

- (1) 候補地の白紙撤回
- (2) 地質学の知見を加え、選定しなおす
- (3) 最適地である東電の敷地内で処分する
- (4) 当分の間、国の責任で、現在ある場所に安全に保管する

判断を誤ってはならない

- 国有地ありきで、科学的な安全性をないがしろにした候補地選定を認めるわけにはいかない！
- 候補地の白紙撤回を強く求める！
- 科学的根拠に基づき候補地選定を！
- 政治の決断！